

第1回教科用図書丹波採択地区協議会 議事概要

1 日 付：令和元年6月13日（木曜日） 15時00分～15時35分

2 場 所：丹波篠山市立四季の森生涯学習センター東館 大会議室

3 出席者：委員14名中13名の出席により協議会成立

教科用図書丹波採択地区協議会規約第4条第1項

- ・ 第1号委員 丹波篠山市教育長 前川修哉
丹波市教育長 岸田隆博
- ・ 第2号委員 丹波篠山市教育委員会教育委員 井上友香
丹波市教育委員会教育委員 深田俊郎
- ・ 第3号委員 元篠山市立西紀小学校校長 塚本一男
丹波市人権・同和教育協議会事務局長 足立儀明
- ・ 第4号委員 丹波篠山市立城東小学校幼稚園PTA会長 丸井一正
丹波市PTA連合会常任委員 小森浩資
- ・ 第5号委員 丹波篠山市教育委員会事務局学校教育課長 尾松直樹
丹波市教育委員会事務局次長兼学校教育課長 足立正徳
- ・ 第6号委員 丹波篠山市立味間小学校校長 津瀬雅之
丹波篠山市立今田中学校教頭 足立貞治
丹波市立青垣小学校校長 小田敏治
丹波市立西小学校教頭 高見忠宏 【欠席】

4 協議内容

(1) 会長・副会長の選任

教科用図書丹波採択地区協議会規約第5条第2項及び3項に規定する内容の説明を行い、事務局として協議会事務局を担当する丹波篠山市の教育長を会長、丹波市の教育長を副会長とすることを提案し、委員から「異議なし」の声を聞き、提案のとおり承認される。

(2) 令和2年度使用教科用図書採択方針について

委員配布資料「2020年度使用義務教育諸学校用教科用図書兵庫県採択事務取扱要領(抜粋)」に基づき下記の内容を事務局より説明する。

① 兵庫県基本方針に基づく共同採択の組織構成と文部科学省が示す組織構成とを組み合わせ、丹波採択地区としての組織構成とし運営を進める。

② 令和2年度使用教科用図書採択方針

- ・ 小学校用教科書は、全教科について小学校教科書目録（平成32年度使用）に掲載されている教科書から、新たに選定する。
- ・ 中学校用教科書は、「特別の教科 道徳」以外の教科を中学校教科書目録（平成32年度使用）に掲載されている図書から選定する必要があるが、平成26年度の検定から新たに合格

した図書が無い場合は、『これまで4年間の使用実績を踏まえ、平成27年度採択における調査研究内容等を活用の上採択することも考えられる』とされていることから、新たな調査研究は行わず、前回採択時の調査研究報告及び選定理由をもとに再選定することとし、「特別の教科 道徳」は平成31年度用採択と同じ教科書を採択する。

- ・特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書は文部科学省検定済教科書の下学年用等、文部科学省著作教科用図書を使用する方向で検討し、必要に応じて学校教育法附則第9条本を採択する。
- ・学校教育法附則第9条本は2020年度用「一般図書一覧」に搭載されている図書から原則採択する。

③ 採択の公正確保

採択を行うにあたり外部からの不当な影響により左右されることのない適正な対応をする必要があるため、「2020年度使用義務教育諸学校用教科用図書兵庫県採択事務取扱要領(抜粋)」に記載される内容を確認する。

質疑応答時間を確保するが質疑はなく、その後に委員挙手による採決をとり、全員が挙手をされ、兵庫県の採択基本方針を協議会の基本方針とすることが承認された。

(3) 事務日程(案)について

配布資料「教科用図書丹波採択地区 採択事務日程(案)」に基づき、両市教育委員会で採択されるまでの日程を事務局より説明する。

質疑応答時間を確保するが質疑はなく、その後に委員挙手による採決をとり、全員が挙手をされ、「教科用図書丹波採択地区 採択事務日程」のとおり事務を進めていくことが決定した。

(4) 予算案について

配布資料「令和元年度教科用図書丹波採択地区協議会予算(案)」に基づき事務局より説明する。

- ① 収入については、丹波篠山市・丹波市両市の負担金納入により運営する。
- ② 支出については、旅費として委員及び調査員の交通費、事務費として協議会公印代・開催通知用切手代等を計上する。

質疑応答時間を確保するが質疑はなく、その後に委員挙手による採決をとり、挙手全員で承認された。

(5) 令和2年度使用教科用図書の採択方法について

次回の令和元年7月16日(火)15時から開催する、第2回教科用図書丹波採択地区協議会における令和2年度使用教科書の選定方法について、事務局より説明する。

- ① 各教科の調査員長より調査研究報告書の報告を行う。

- ② 委員は、本日の配布資料「調査研究資料」と調査員長の「調査研究報告書」を参考に協議を行う。
- ③ 選定方法は、委員全員一致により選定する。決まらない場合は、委員投票で過半数の票を得た教科書を選定する。

(6) その他

事務局より事務連絡を行う。